

第三者評価結果入力シート（児童自立支援施設）

種別	児童自立支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

一般社団法人ば・まる

②評価調査者研修修了番号

SK18242

S201942

1901C032

③施設名等

名称：	大阪府立修徳学院
施設長氏名：	宮崎 浩
定員：	120名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	柏原市大字高井田809-1
T E L：	072-978-6083
U R L：	
【施設の概要】	
開設年月日	1908/1/29
経営法人・設置主体（法人名等）：	大阪府
職員数 常勤職員：	59名
職員数 非常勤職員：	9名
有資格職員の名称（ア）	児童自立支援専門員
上記有資格職員の人数：	22名
有資格職員の名称（イ）	児童福祉司
上記有資格職員の人数：	16名
有資格職員の名称（ウ）	保育士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（エ）	心理士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（オ）	保健師
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	小舎11棟（各寮定員10名）
施設設備の概要（イ）設備等：	教室棟・体育館・プール・技術室・給食棟・講堂・日用品倉庫
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

家庭的な雰囲気の中で、子どもたちが健全な社会生活を営むために必要な人格形成や、自立心の習得を目指し、また、集団生活を通して対人関係を円滑にしたり、信頼関係を深め、地域社会の中で自立した社会人となることを目指した支援を行う。

⑤施設の特徴的な取組

【小舎夫婦制】
学院の寮には、夫婦の職員が児童と起居を共にし、深い人間関係を築くことを目指し、それを指導の基盤としている。

【Withの精神】
職員は常に、子どもたちとともに行動することによって信頼関係を築き、児童が安心して安全に暮らせる環境を提供している。

【施設内学校】
施設内には桜坂小中学校が併設されており、学力を身につけることによって、児童が自信や自尊感情を高めてもらう支援を行っている。

【クラブ活動】
クラブ活動を通じて、体力や精神力、協調性を高め、一般中学校との交流を通じて社会性を身につけている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2020/4/6	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2020/7/20	
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度	

⑦総評

【特に評価が高い点】

(1) 家庭的な生活支援

自立支援施設の使命である自立に向けた生活指導を行うにあたり、単なる指導や矯正を行うのではなく、家庭的な生活、職員も共に行う学校生活やクラブ活動などを通じ、一般社会で集団から阻害されない生活能力の取得を目的とした、支援が行われています。

授業やクラブ活動には、学校教員のみならず、支援員も寄り添い、共に行動することによって信頼関係の構築に努められています。

小舎夫婦制による生活支援では、子どもが意見や考えを言いやすい、悩みや相談を持ちかけやすいよう、個々の子どもに応じた言いやすい、相談しやすい機会を心がけたり、申出がしやすい工夫が、それぞれの寮で為されています。子どもたちにギスギスした様子は見受けられず、多くの子どもが気さくで笑顔も垣間見え、温かな環境形成、アットホームな支援員と子どもの関係づくりが形成されている様子が見受けられました。

(2) 支援の質の底上げ

支援の質の底上げの為に、職員全員から支援の現場で遭遇する事例設問に対するアンケートを採り、その結果を職員皆が共有することによって、結果に結びつきづらいうケースへの対応力を高めています。この取組は、ケース対応に対する答えを決めつけるものではなく、個々の職員が行ってきた成功事例、失敗事例をより多く共有することによって、模範解答のない個別支援に対応する、様々なケース対応方法に対する引き出しを拡充し、よりよい支援の提供を目指した取組です。取組を開始してからも、異なる設問等で既出ではないケースへの職員からの対応事例を追加していき、繰り返されることによって、職員が支援の質の底上げを常に意識する動機にも繋がっています。

これらの取組が小舎夫婦制にありがちな、各寮毎の支援の質のバラツキを抑制しており、施設全体の支援の質の底上げにつながっています。

(3) 職員自身の目標意識の形成

職員は、毎年年度当初に、支援内容について区分された項目に従い、評価可能な各項目の目標設定を行い、中間と期末の2回、設定目標に対する評価が行われています。これによって、職員個々が目標を意識した日々の支援に取り組む仕組みが形成されており、質の向上を意識した支援の継続につながっています。年度当初と目標設定に対する評価時には、上司との面談もあり、支援や施設運営に関する意見交流、提案の場としても仕組みが確立されています。公立施設ですが、施設内の人事と昇格推薦する権限は施設側にあり、設定された目標に対する成果が、反映される仕組みになっています。

(4) 自らを振り返り向き合うための支援

子どもたちも、定期的に、個々の振り返りと目標を項目毎に設定し、それによって、自分を見つめ直す、自らの将来像を支援員と一緒に考える、自立を促す取組が為されています。目標設定は、単なる目標ではなく、現在の自分を振り返って、自らの希望、ありたい姿など、実現可能な、あるいは、実現してみたいという、積極性を促す事を目的にしています。普段からの支援員との関係性が良好なため、施設の基本方針でもある、子どもに寄り添った支援が、子どもたちの自主的な目標の策定につながっています。

【さらなる質の向上への余地】

(1) 対応事例の拡充

収集された事例対応の共有によって、様々な支援対応の引き出しが増やされていく仕組みになっています。今後は、個別対応の事例収集に留まらず、基本的な支援の方法や手順、そして、福祉施設にとって永遠の課題である利用者の権利擁護やプライバシー保護等についても、施設全体としての方向性や事例を蓄積していくことによって、さらなる支援の質の向上が期待できます。

(2) 基本的な支援方法の明文化

個別対応が必要な事例収集と積極的な活用が推進されています。その基礎となる、施設の理念基本方針と結びついた、基本的な支援方法を明文化し、各支援の方向性を明確化することによって、個別事例の対応にも結びつく、さらなる支援の質の向上が期待できます。

(3) 理由の探求

支援計画の基礎となる、アセスメントやモニタリング、支援計画作成を担当する心理士への提案等は、現状と計画方向性だけにとどまらず、現状の原因や理由を探求することで、現在の状態に対する対処方法の計画ではなく、現在の状況の基礎となる原因を取り除くことによって、よりの確で効果の上がる支援計画作りに取り組む事が期待できます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

適切に評価していただきました。ご指摘のあった項目については、今後の課題として明確に目標設定し、計画的に取り組んでいく所存です。これからも地域社会に必要とされる施設を目指していきます。

第三者評価結果（児童自立支援施設）

共通評価基準（45項目） I 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】 パンフレットに記載されている理念基本方針は、立体的にわかりやすい配置で、支援に対する方向性などを感じ取ることができます。支援の現場で徹底されている、寄り添う支援は、学校生活・寮生活ともに実践されており、職員の施設基本方針に対する意識の高さが見受けられました。 年報、冊子、広報誌などを定期的に発刊されているので、これらに毎回、理念・基本方針を明記したり、支援へ取り組む姿勢などをシリーズ的に掲載するなど、外部へ向けた施設の考え方、支援への取り組み方の広報を拡充されると、地域社会の中での施設の役割や姿勢への理解を促進することができると思われます。また、職員が毎年作成している目標設定の中で、理念基本方針についてを当項目を追加することにより、永続的な支援に対する姿勢への持続につながるかと思われます。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】 大阪府が示す第三次大阪府社会的養護体制整備計画の策定にあたっては、施設からの提言を府所管部署と調整し、第二次同計画の評価を踏まえた現計画の委員会策定に反映されています。大阪府子ども家庭センターとは毎月調整会議が行われ、地域の動向や現状の把握、施設に求められる課題が把握されています。地域の児童福祉施設（社会的養護関係、障害）の連絡会に参加し、積極的な意見交換や、地域の現状、課題の把握に努められています。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】 年度初めに、施設における目標や課題を項目毎に明確にしたシートを作成し、それに沿った運営が為されています。施設全体の目標や課題を共有して運営する事によって、職員全体での課題の共有や、やるべき方向性の共有が為され、計画実現のための具体的な取組へとつながっています。毎年発行される年報に、様々な集計結果等が掲載されています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】 第三次大阪府社会的養育体制整備計画（5カ年）の策定にあたっては、施設側の素案を基に、府担当部署と調整し、計画に反映されています。計画は、大阪府の基本的な社会的養育体制整備に沿って策定され、各施設種毎の計画に対する評価を踏まえ、新たな計画の策定に反映されています。施設では、同計画を基に施設の計画目標に反映されています。同計画に対する評価は、府担当部署にも報告され策定委員会で検討されています。 府の計画の実現のために、施設としての、より具体的な中長期計画を策定されると、毎年の施設計画との整合性や達成率などがわかりやすくなり、よりの確になるかと思われます。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【コメント】 計画に挙げられた目標を基に、毎年の職場チャレンジシート（事業、支援計画）に反映されています。年次計画では、項目毎の目標設定が評価可能な内容で策定されており、実施状況の評価が行われています。行事計画は、別に作成されており、事業計画との混同はありません。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】 事業計画の策定は、職員個々の目標設定や年2回の面談での意見等を踏まえ、施設全体の計画として策定されています。事業計画の実施状況は、学期ごとに評価検討され、必要に応じて見直しが行われています。計画への取組達成状況は、職員会議等でも共有され、職員への理解も促進されています。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【コメント】 参観日後の保護者会で、学院の様子や説明が為されています。家庭復帰に向けた保護者理解促進のためにも、施設の考えや事業計画等の周知を推進することが望まれます。また、行事等への参加や、施設との連絡やりとりに、積極的ではない保護者への周知方法、理解の共有が、課題かと思われまます。		

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【コメント】 毎年度施設全体の目標計画として策定される各項目に基づき、職員個人個人の年度目標、課題の設定が為され、年度当初、中間と期末の3回、上司との面談と評価が行われています。支援への取組項目の進捗状況については、寮長課長会、幹部会、職員会議で、評価検討されています。 外部からの視点を活用した、質の向上のためにも、第三者評価の結果を活用する仕組みの構築が望まれます。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】 施設内で設定された各項目については、中間と期末の2回評価が行われており、職員全体で共有されています。進捗状況は、各会議で検討共有され、必要に応じた見直しが為されています。 翌年の計画へつなぐため、また、改善計画の策定や見直しのためにも、結果だけでなく、なぜそうなったかのプロセスを明確化し、文書化することにより、計画精度の向上や見直しの効率化に繋がるかと思われまます。また、第三者評価の仕組み、取組とリンクした、計画的な課題解決への仕組みが形成されると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われまます。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】 年報で、方針や取組を明確にし、年報や、機関誌において、院長の考えを明文化し、内部、外部に表明しています。職務分掌、事務分掌は、各担当毎に明確化されており、主たる担当のみならず、副担当まで定められ、明文化されています。 有事の対応について、担当表等は確認できましたが、役割と責任が明確であるとは言い難い部分があるので、整理、明瞭化が求められます。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
【コメント】 関連する必要なコンプライアンス・規定は、府の規定並びに府関連部署からの指導、通知等により、把握し取組が行われている。通知内容等については、職員にも伝達されています。外部との適正な関係は、公務員としての規定を遵守し、不適切と懸念される取引や関係は厳に禁じられています。 研修等は、府の規定や運用に制限される部分があるため、十分な研修機会を確保されているとは言い難い状況です。施設の独自予算等での取組が可能なのであれば、それを活用し、また、業務に関連する研修で不足するものがあれば、府立の福祉施設全体に共通する課題となりますので、府所管部署へ働きかけ、勉強会や研修の開催を要請することが望まれます。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 施設では、支援の向上についての委員会があり、実際の事例や例題を基に、その対応例や考え方などを継続的に検討し、それらを全職員が共有することで、支援の質の向上につなげる取組が確認できました。各種委員会の活用と、施設年間計画目標を、評価点検するなど、質の向上に関する体制の確立が確認できました。職員からも、働きやすい、意見をいやすい職場であるという意見が確認できました。 公立施設であるため、研修計画は府所管部署からの復命となりますが、今ある委員会や各会議を活用することによる、内部研修の拡充を図ったり、課題となった部分の外部研修もしくは外部講師の招聘等、施設独自予算での取り組みか、府所管部署への研修要望等、施設独自の職員研修体制の拡充が望まれます。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 分析結果については、毎年施設の年報が作られ、その内容は、職員にも共有されています。府の予算執行を踏まえ、予算範囲内で適切に経営を行っています。業務の実効性の向上のために、施設内小中学校と、共同運営委員会、健全育成プログラム委員会を構成し、具体的に運営を検討することで、協働で業務の実効性に繋がるための取組が為されています。施設内人事は、施設長裁量で行えるため、施設理念の実現に向けた、最適な配置を配慮しています。年に3回定期的に確保されている職員との面談の場や、各種委員会の活用によって、意識形成や業務実効性の向上に繋がられています。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】 臨時職員、非正規職員として採用し、職務に対する適性を見極めた上で、正規採用職員に転換することで、施設側、職員、相互のミスマッチがおきない職員の採用に繋がられています。不足する職種等の把握も為され、それに対応する計画の必要性も認識されています。職務分掌表には、各職務の担当業務が明示され、副担当も定められています。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
【コメント】 職員倫理綱領、行動規範において、期待する職員像が明示されています。人事評価については、各職員が年度当初に作成した目標、計画に基づき、一次評価（各課長）→二次評価（院長） 相対評価、絶対評価、を行っています。期末に当該職員へ評価結果がフィードバックされています。評価結果は期末手当等に反映され、施設内の人事にも反映される仕組みになっています。年3回の職員面談で、職員の意向・意見が把握できる仕組みになっています。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
【コメント】 年度当初、中間、期末、の3回、人事評価と共に、個別面談を行い、意見、意向の把握に努めています。大阪府職員共通の福利厚生制度が適用されています。各寮の運営では、職員の意向や子どもたちの意見を踏まえ、各寮独自の予算を活用し、過ごしやすい住環境、生活環境作りが為されています。安全衛生委員会では、職場環境の課題解決が行われています。寮勤務者には代勤者により外出や外泊が可能となる配慮が為されています。有給休暇が柔軟に取得可能となる職場環境の形成が望まれます。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
【コメント】 職員個々が年度当初に項目別の目標設定を行い、中間と期末に評価が行われています。年度当初、中間、期末には、面談も行われ、上司とのコミュニケーションのもとで、一人一人の目標が明確かつ適切に設定されています。		

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
【コメント】		
<p>理念基本方針、行動規範などに、期待する職員像が明示されています。施設の年間事業計画において、職員に求める支援の質や方向が明示されています。計画的な研修への参加は実施されています。就業状況、スキルを考慮し、府所管部署より、研修計画が指定されます。</p> <p>公立施設であるため、研修計画は府所管部署からの復命となりますが、今ある委員会や各会議を活用することによる、内部研修の拡充を図ったり、課題となった部分の外部研修もしくは外部講師の招聘等、施設独自予算での取り組みか、府所管部署への研修要望等、施設独自の職員研修体制の拡充が望まれます。</p>		

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
【コメント】		
<p>新規採用職員にはジョブトレーナーを配置し、適切な実務上のトレーニングが行われています。各職員は、毎月開催される、職員会議、ブロック会議（男子寮、女子寮別）、寮長会議、主査課長会議、女子職員会議、などで、課題を抽出し、主にブロック長が担当し、専門性の向上につながる教育体制が確立されています。</p> <p>各職員の知識、技術水準は、ブロック長などが把握している様子が見受けられ、個別把握できる記録等は確認できました。研修計画を含め、施設内で可能な範囲のより適切な、研修、教育体制を確立する工夫が求められます。</p>		

(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【コメント】		
<p>施設では、毎年、心理士、保育士、などの実習生受入を行っています。併設された小中学校への教育実習の受入もあります。司法修習生の実習受入も確認できました。</p> <p>職種に配慮した実習内容の配慮は行われていますが、実習職種別の特性に応じたマニュアルやプログラムの策定には至っていません。今後の整備が望まれます。</p>		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】		
<p>毎年作成される年報に、活動や対応事例等について掲載し、公開されています。施設の考え方や取組方向は、施設パンフレットや第三次大阪府社会的養育体制整備計画にも公表されています。広報誌や配布冊子に、施設としての考えや活動などが掲載されています。</p> <p>第三者評価の受審結果、苦情・相談については、体制、内容、改善対応状況についての公開事例は確認できました。施設特性上、公開できない部分があることは承知していますが、第三者評価受審結果への改善対応状況など、公開可能な範囲から公表することで、施設の透明性、取り組む姿勢の向上に繋がるかと思われま。</p>		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】		
<p>大阪府会計局の定めによる公会計制度事務マニュアルに沿った運用が為されています。府の所管部署による、事務監査、財務監査が毎年実施され、課題や問題点があれば厳しく指摘を受け是正する仕組みになっています。施設内の職務分掌では、業務を明確にし、副担当も設置するなど、機能する役割分担ができています。</p> <p>公立施設ですので、制度上の監査体制、指導体制は確立されていますが、外部からの監査指導は、大阪府の制度下に制限されています。</p>		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】		
<p>地域へ施設行事や広報の案内、配布を行い、施設特性上許容できる範囲での地域からの参加協力をお願いしています。地域の避難所にも指定されており、地域の方々の受入のために、災害時用の食料備品備蓄なども完備されています。活発なクラブ活動では、他の学校との試合や交流もあり、職員の共に寄り添う支援が行われています。他校との対外試合は、先方へ出向いたり、施設へ招聘し行われたりしています。定期的買い物外出や、近隣への外出機会も確保されており、生活の自立へ向けた支援としても活用されています。</p>		

② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>利用者趣味活動へのボランティア活用が確認できました。クラブ活動での練習試合や交流など、地域の学校との連携、共同が確認できました。明文化された、基本姿勢については、確認することが出来ませんでした。施設特性上、出来ることに制限があることは承知していますが、可能な範囲についての基本姿勢、マニュアル化、など、実際に受け入れる事が出来る範囲の明確化が求められます。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>学校連絡会、家庭裁判所連絡会、子ども家庭センターとの調整会議、地域児童自立支援施設の連絡会、児童福祉関連施設との連絡会、などへの参加と定期的な協議が確認できました。幅広い社会資源について、整理共有し支援の質の底上げを行う事が望まれます。</p>	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>近畿児童自立支援施設協議会の、業務課長会、心理職会、女子職員会、常任委員会、などに参加し、情報の共有、地域課題、ニーズの把握などに努めています。近隣の児童福祉施設の会にも参加し、積極的な地域の意見交換、情報交換を行っています。</p> <p>地域社会に混在する多様な福祉ニーズの把握と、施設の特性を活用して地域に貢献出来る取組など、現在の地域課題へ貢献出来る取組の発掘が期待されます。</p>	
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>地域の災害時避難所として指定されており、災害時備蓄品の管理も行われている。施設で育てた野菜等を地域の子ども食堂等へ寄付するなどの取組が確認できました。</p> <p>地域社会に混在する多様な福祉ニーズの把握と、施設の特性を活用して地域に貢献出来る取組など、現在の地域課題へ貢献出来る取組の発掘が期待されます。</p>	

Ⅲ 適切な支援の実施

1 子ども本位の支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>寄り添う支援がモットーであり、パンフレット等にも明記されています。倫理要綱にも姿勢が明記されており、実際の支援でも、向き合う、話し合う、共有する支援が行われていることが確認できました。事例を蓄積して共有する取組が継続して為されており、対応方法に模範解答のない支援についての底上げが行われています。定期的な子どもへのアンケートや、各寮で子どもに向かい合い対話を持つことなどで、支援への配慮実効性が把握できる仕組みになっています。年に2回、児童の権利擁護委員会が開催され、第三者委員3名と子ども家庭センター等からのオブザーバーを交え、検討する機会が設けられています。</p> <p>これらの共有する取組と、横断的な施設内会議によって、実効性のある支援が提供されていますが、共通して明文化された仕組みには至っていないので、支援の底上げとさらなる質の向上の為に、権利やプライバシー、人権に関する事例検討の共有や、共通したマニュアルの策定などの取組が期待されます。</p>	
② 29 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>「子ども権利ノート」が利用者に配布され、その中で、プライバシーは守られるという趣旨の説明があります。寮では、施設の制限範囲内でも、よりプライバシーに配慮した運用や改造ができないか、要望があれば上司等に相談している事例が確認できました。入浴や排泄は個別化、個室化を推進し、プライバシー配慮に取り組んでいます。プライバシー全般に関するマニュアルや規定は確認できませんでした。</p>	

(2) 支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者 評価結果
①	30 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
【コメント】 パンフレットには、淡い色使いで、ソフトにわかりやすいイメージなどを配置しながら、施設で行っていることがイメージできるように伝えられています。 措置という特性上、子どもや保護者に対して、より、内容がわかりやすく、施設の考えや方針が伝わるような、資料や説明の工夫が期待されます。		
②	31 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【コメント】 入所時の面談や、子どもと一緒に作成する個別の子ども自身の目標計画では、押しつけではなく、現在の状況の理解を踏まえた上で、自らが実現可能な目標設定を促すなど、生活の自立に向けた意識を養う取組と、子どもの理解を促進する取組が行われています。 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮は、関係職員が共同して取組、課題の解決を目指しています。今後は、現在行われている事例ケース対応の共有を踏まえた上で、発展的にマニュアル化の推進が望まれます。措置施設であるが故に、通常の福祉以上に細かい理解を促すことが出来る、保護者への説明や、保護者との信頼関係形成を目指す、コミュニケーションの目的、目標等を設定されると、さらに質の底上げに繋がるかと思われま。		
③	32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
【コメント】 子どもたちの措置解除、措置変更については、担当職員、リーダー、心理職、学校担任等が話し合い、進路や適切な措置についての話し合いがもたれています。措置解除後のアフターケアが必要な子どもについては、アフターケア計画が策定されています。 退所後の意向については、施設や措置替えに限らず、家庭復帰や社会復帰に向けた、引き継ぎ文書の拡充が望まれます。退所後、子どもたちが自発的に相談できる環境は形成されていますが、社会生活上必要な相談先などの拡充があれば、自立に向けた支援が拡充されるかと思われま。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子ども満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
【コメント】 利用者アンケートを年2回実施し、意向や意見、相談の把握に努めています。卒院後の社会復帰を踏まえ、利用者意見を考慮し、頭髪規定を変更した事例などが確認できました。子ども会等は設置されていませんが、各寮では課題に対する話し合いや、職員を交えた生活や環境に関する話し合いの場も持たれており、子どもたちの意向や意見をくみ上げ、支援や生活に活用できる取組が為されています。ブロック会議や職員会議では、生活に関する子どもたちの意見や希望についても検討されています。子ども自身の目標計画の策定、評価見直し時には、面談も行われ聴取されていますが、満足度の把握を明確にした設問の設定や面談内容等を拡充していく取組が望まれます。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【コメント】 第三者委員3名は、笑顔の顔写真付きで弁護士等の職種が明記されたわかりやすく相談しやすい案内になっています。意見箱や寮独自の意見をくみ上げる仕組み「生活悩みアンケート」等を通し、気楽に相談を受け付ける環境作りが為されています。取り上げられた内容は、職員間で共有され支援の質の向上へと繋がられています。 苦情内容の公開には至っていないので、より施設運営の透明性と真摯な取組を知らせる施設運営のためにも、公開の手順作りが望まれます。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
【コメント】 寮での生活下では、職員の様々な工夫や配慮により、相談や意見を述べやすい環境作りが為されています。「生活悩みアンケート」によって、広く全員から意見を聴取する取組が為されています。年に2回、児童の権利擁護委員会が開催され、第三者委員3名と子ども家庭センター等からのオブザーバーを交え、検討する機会が設けられています。		

③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>【コメント】</p> <p>寄り添う支援が基本方針であり、小舎夫婦制の良さを活用し、子どもとの信頼関係の構築を図っており、また、その家庭的な雰囲気から、気軽に相談できる雰囲気作りに努められています。意見箱や定期的なアンケートの取組もあり、口頭で伝えることが苦手な子どもの意見や、書かれた内容の裏に潜む要因等、支援の向上に努められています。相談や意見の処理についてのマニュアル、定期的、計画的な見直し、は体系確立されているとは言い難い部分がありますので、整理統合し、さらなる支援の質の向上に努められることが望まれます。</p>	
(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>施設内に設置されている安全指導委員会が毎月開催されており、安全、リスクマネジメントに関する、検討、評価、見直しが行われています。不審者対応訓練、AED講習会、心肺蘇生法講習会、などが、子どもも参加し実施されています。収集された事例や、事故に至る前段階でのリスク検討、事故発生防止等について、さらに探求し、リスク軽減に努められると、さらなる支援の質の向上につながるかと思われま。また、危機管理マニュアルに掲載されている事案や安全指導委員会で取り上げられる事案の拡充を図られることに期待します。</p>	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>職務分掌、感染症対応マニュアルにより、体制が整備され、明確化されています。各寮でも、感染症に対する配慮と対応が取り組まれており、生活の場としての安全確保にも努められています。各寮には、生活動線上分離可能な部屋の用意もあり、感染症の可能性がある場合には、他の子どもと分離する事により、感染症拡大へのリスク軽減が図られています。</p>	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>危機管理マニュアルにより、対応体制が定められています。緊急連絡網により、安否確認や災害時の対応について、対応出来るように設定されています。備蓄品はリスト化され、賞味期限や使用期限を含めて管理され、整備されています。今後は感染症と災害並立した対応体制の整備や、外出時、外泊等時の安否確認や対応について検討され、マニュアル化を進めることで、近年の社会情勢に合わせた支援の向上につながるかと思われま。</p>	

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>寄り添う支援が方針であるため、主に個別支援実務指針、個別支援計画を基にした、支援の提供が為されています。個別支援の前段階で、施設全体として、各支援の標準支援レベルまたは目標や方針等を定めることにより、それらを基礎にした上での、個別支援計画の拡充が図られるかと思われま。</p>	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>職員や子どもからの意見や提案は、支援の標準化に活用されています。前項同様、施設全体として、各支援の標準支援レベルまたは目標や方針等を定めることにより、それらを基礎にした上での、個別支援計画の拡充が図られるかと思われま。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p>【コメント】</p> <p>子ども自身が立てる目標設定計画と、職員の評価を付き合わせ、子どもと話し合い、理解と同意を得た上で、個別支援計画の素案が策定されています。これを基に、各職種等が協議検討し、自立支援計画案の策定へとつながっています。</p>	

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【コメント】 後期に個別支援計画に対する評価が行われ、必要に応じて関係職員の協議で見直しが行われています。評価時の課題に対する計画の見直しは体系化され行われていますが、途中、計画の見直しが必要となるケースへの対応方法について、マニュアルを策定されるなど、標準化されることが望まれます。		
(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【コメント】 記録については、各寮で個別支援計画に沿った支援記録が記されており、必要に応じた関連職員、ブロック内等での共有が為されています。記録の標準化に寄与するマニュアル等は確認できませんでした。事例検討等の場を拡充することにより、併せて記録に対する課題を共有し、さらなる支援の質の向上に努められることを期待します。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【コメント】 大阪府の管理規定に準拠し、適切な保管や管理が為されています。平成30年施行の個人情報保護法に適合する細部の改訂、見直し等が求められます。		

□
内容評価基準 (27項目)
A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果	
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【コメント】 倫理要領、職員行動規範により、明文化されています。事例を集積し共有する研修で、職員が読み合わせを行っています。課長から理念確認が行われ、職員同士のグループワークも開催されています。毎学期毎に課長より意見箱の内容についての説明共有があります。生活支援では、職員が子どもの変化や違和感に留意しており、生活支援の中での権利擁護配慮と、また、それによって、社会順応性を高めていくことも意識されています。		
②	A2 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	b
【コメント】 問題行動が発生した場合の手順や様式が定められており、また、速やかな対応が必要な場合にも、様式に従って報告書が作成され、翌朝の朝礼で報告し共有されています。施設全体としてのルールと、寮個別のルールが定められており、子どもたちが守るべき事などが明示されています。重大な事案や、即座に対応が必要な事案に対する手順は定められていますが、今後は、そこに至る前段階への対応などについても、手順等を整備していくと、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われま。また事例研修の項目に取り入れることにより、定期的な検証や見直しにも繋がるかと思われま。		
③	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
【コメント】 子どもに対するアンケート調査が定期的に行われており、アンケート実施の際、子どもの立場に立った説明が為されています。寮生活では、日常生活の中で起こる出来事を通じて、子ども自身の権利や他人の権利について、正しい理解につながるよう取り組まれています。今後は事例研修の中などに権利に対する項目を拡充していくことで、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われま。		
(2) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【コメント】 自立支援実務指針に明文化されています。年に2回の事例研修の場で、学ぶ機会が設けられています。子どもに対しても、具体的事例を挙げ、誤解を招いたり不適切な関わりにつながる要因を排除していくことの重要性が伝えられています。今後は、不適切な関わりがあった場合の対処方法に関する事例を蓄積し、予防、防止、早期発見のみならず、発生発見後の初動から対応、事後のフォローなどについて一貫した手順を拡充していくことで、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われま。		

(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活	
① A5 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b
【コメント】 子どもの目標計画の策定は、子ども自身が自分を見つめ直し振り返る事によって、自らが目標を定める仕組みになっています。短期行動計画、自立支援計画についても、子ども自らが考えられる仕組みになっています。寮での生活支援では、子どもたち同士でルールを話し合ったり、また、自らの課題について寮職員と話し合うなど、自主的な取組機会を設けると共に、課題解決へのフォローアップも行われています。	
(4) 支援の継続性とアフターケア	
① A6 子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っている。	b
【コメント】 目標設定は、自立に向けた計画が策定されています。退所後の生活については、施設内学校と施設が協働し、進学・就職へ、個々の子どもの特性と希望にあわせた進路候補を提案しながら、子どもの最善の利益を目的とした対処支援が行われています。進学・就職が困難であったり、家庭への復帰が困難である子どもには、子ども家庭センターと協働の上、措置変更で子どもに最適な施設の選定に努められています。自立支援計画や措置の決定権が、施設ではなく、子ども家庭センターにあるため、施設として限定される部分があることは否めませんが、子どもの現状が一番よくわかっている施設側から、よりの確・適切に子どもの様子を伝達することによって適切な支援計画の策定につながる取組の継続に期待します。	
② A7 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	b
【コメント】 通所支援は行われていない施設です。退所後も、寮職員等が必要に応じ連絡を取り、様子をうかがっています。特に退所後の支援が必要と思われる子どもについては、退所前にアフターケア計画を作成し、事後に報告書を作成するなどの対応が為されています。退所した子ども全般に対する、支援、手法、期間、対象範囲、記録、等を整理し、体系化されることが望まれます。	

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本	第三者 評価結果
① A8 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a
【コメント】 生活支援では、寄り添う支援が基本方針であり、大切にされる、向き合ってくれる、いつもいてもらえる、を積み重ね、信頼関係の構築を図ると共に、自己肯定感の形成に努められています。寮生活では、相手の気持ちを伝える、他の子の良いところを共通認識させる、など、寮職員が適切に関与することによって、集団生活への適応や、社会生活への適応が養われています。子どもの様子やそぶりから、サインを読み取り、個別的に話し合えたり傾聴する機会作りが為されています。	
② A9 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	b
【コメント】 他の中学校とのクラブ活動による相互交流・練習試合等が行われており、相手校を訪れたり、相手校が施設に来院したりしています。月に一回程度、寮単位で買い物へ出かけ、社会順応性を高める支援が行われています。電車に乗る、近隣に出かけるなど、社会の中での生活に必要な支援が行われています。ルールや約束事は、寮内で話し合いの場を持ったり、意見を述べ合うことで、ルール・約束事の必要性、理由、なぜ守らなければならないか等を、考え、また、受け入れながら、生活ルールの習得へと繋げる支援が行われています。余暇活動などへの、子どもの個々のニーズに応じた主体的といえる活動内容までは、確認することが出来ませんでした。	
③ A10 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	a
【コメント】 治療プログラムが策定されており、子ども自身の入所に至った理由について振り返り、誤っていた点や、社会的に受け入れられない点を見つめ直し、繰り返さない事を目的とした支援が行われています。寮生活では、プログラムの進捗を図るための個別面談、指導が、必要に応じて行われています。入所後の行動上の問題については、職員間でケース会議を開催し、加害行為に対するプログラムが行われています。	

(2) 食生活	
① A11 子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	a
【コメント】 食事は、給食室で集中調理されたものを、各寮で配膳しており、育ち盛りの子どもたちでも十分なボリュームで提供されています。寮で使われる食器などは、各寮それぞれの考えや想いで工夫されています。配膳、後片付け等は、当番制で子どもたち自身が行っています。誕生日には、給食室と相談し、または、寮単独で、記念メニューやケーキなど、各寮それぞれの工夫とアイデアで工夫が為されています。疾病時には、実際に食べることが出来るものなどを、摂取する、あるいは提供することにより、対応出来る知識の積み重ねに努められています。	
② A12 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a
【コメント】 食事は、栄養士による献立で、給食室で作られ、各寮にて配膳し喫食されています。寮で使われる食器などは、各寮それぞれの考えや想いで工夫されており、手作りの食器などを採用している寮も見受けられました。食事の配膳や後片付けは、当番制で子どもたちが行っており、自己の役割と他人との協調性を整えていくことが意識されています。毎月開催される給食委員会では、残食状況やメニューに対する意見等を踏まえ、献立や味付けの工夫に取り組んでいます。また、取組の状況については、毎学期発行される「給食だより」で紹介され、また栄養や工夫についての知識を、子どもたちに伝える媒体としても活用されています。月1回、各寮それぞれで調理する日があり、子どもたちも調理に参加し、自分たちが育てた野菜や果物などを使って、料理を、作る、食べる、楽しむ、の習得ができるよう、工夫されていました。子どもたちは自分の小遣いの範囲で、おやつを購入することもでき、個々の嗜好で楽しむこともできます。疾病時には、症状にあわせた食事を提供することで、子どもたちに、病時食についての知識が身につくよう心がけられています。	
(3) 日常生活等の支援	
① A13 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a
【コメント】 支給される衣服は、季節やTPOにあわせたものが用意されており、担当職員が補充や在庫管理を行っています。職員間で毎月定期的開催される会議の中で衣服に関しても話し合われ、季節に応じた衣服が提供されています。洗濯は、子どもたちの当番制で日々行われており、清潔の保持や洗濯に関する生活習慣の習得に繋がっています。修繕の必要がある場合は、子どもたちが自分でできる支援を行い、できない場合は寮職員が行っています。靴はこまめに洗われており、清潔な靴を大切に使う習慣作りが行われています。	
② A14 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	a
【コメント】 寮生活では、各寮独自に畑を作ったり、植物を育てたり、動物を飼うなど、自然豊かな環境を活用した、多様な日常生活がおくれるように配慮されています。清掃は、毎日朝夕当番制で行われており、清潔な生活環境作りが為されています。個室化には至っていませんが、可能な範囲で少人数となるよう、また、子ども同士の相性なども考慮し、安心して過ごせる生活環境作りに取り組まれています。感情の起伏で冷静さを取り戻す必要がある場合や、疾病時には、個室で対応できるようになっており、状況に応じた配慮が行われています。寮職員の細やかな配慮で、安心した生活をおくりながらも、社会性、協調性を養う支援が行われています。	
③ A15 スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	a
【コメント】 クラブ活動では、明確な目標設定を行い、子ども自身が主体的に取り組めるよう支援されています。男子は、野球、陸上からの選択となり、女子は、陸上、バレー、華道に取り組んでいます。身体能力の向上や試合の勝敗だけに指導の目標を置くのではなく、生活において大切である、協調性や責任感を、クラブ活動を通じ習得できる支援が行われています。クラブ活動以外でも、子どもの興味、好みを可能な範囲で取り入れた、各寮で寮毎の取組が行われています。	

(4) 健康管理	
① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
【コメント】 月2回、嘱託医による定例健康相談が行われています。疾病の特性や状況に応じた通院が為されています。子ども自身にも自己の健康管理意識を持たせるため、健康チェック表の記載を促しています。健康管理全般では、保健師が中心となり、日常の服薬管理、医療機関との連携、各職員との連携が図られています。体調不良時には、口頭あるいは、日記による申出が行われており、自身で判断できない場合でも、異変や違和感を日記に書くことによって、寮職員が適切な対応に結びつけられる配慮が為されています。寮職員は、申出を待つだけではなく、子どもの様子や違和感から、健康への異変や心身の変化に配慮しており、必要に応じた声かけや相談で、適切な対応へと繋がられています。 子どもの状態や情緒については、発生した事案に対する対応のみに目を向けるのではなく、保健師、心理士、担当職員等が協働して、どうしてそこに結びついたかの原因を探求し、原因や障害を取り除いていくことで、適切かつ効果的な心身の健康に繋げるさらなる支援の向上に結びついていくかと思われま	
② A17 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	a
【コメント】 嘱託医や保健師との相談、面談を通し、子どもたちが自分自身の健康について意識し、日々の健康チェック表への記載で、自己管理を行う支援が為されています。健康チェック表では、睡眠、食事摂取、排泄などについて記載があり、同性の職員が確認することで、職員から見た様子との相違や見落としがないか、問題が発生していないかのチェックが行われています。健康状況の把握や管理は、寮職員が主体となって、子どもたちの違和感を見落とさないよう配慮されています。生活習慣面での健康管理も、日々の寮生活の中で、生活リズムの確立、当番制による生活習慣の習得へと繋げる支援が行われています。職員間の打合せボードにより偶発的な危険箇所等の共有、把握が行われており、子どもに注意喚起が行われています。	
(5) 性に関する教育	
① A18 性に関する教育の機会を設けている。	a
【コメント】 学校と協働し、授業としての性教育が行われています。産婦人科医等の外部講師による男女別の学習会が開催されています。施設としても、同性職員から講義形式で学ぶ場を設けたり、寮職員が気軽に相談できる環境作りに努めています。異性が自分の言動に対し、勘違いや思い込みを持たれやすい行動の学習など、性に関するトラブルにつながる要因となる、日常言動からの留意点を含めた学びの場がもたれていました。様々な、素晴らしい特徴ある取組が為されていますが、今後は全体を体系化し整理しながら拡充していくことで、さらなる支援の質の向上につながるかと思われま	
(6) 行動上の問題に対する対応	
① A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	a
【コメント】 権利擁護、人権についての啓発や学ぶ機会は十分確保されています。寮割りや部屋割りなど、子ども同士の相性や適性を配慮して為されています。問題が発生した場合には、問題発生時の連携でスムーズに対応する仕組みが確認できました。年に2回程度、事例対応を基にした研修会が開催され、職員間のスキル向上と支援の質の向上に努められています。問題発生後の対応と、人権、権利擁護についての取組は大変幅広く、適切な対応をとれる体制作りが為されていますが、さらなる質の向上と、潜在化している、いじめ、暴力、差別等につながる要素を持つ課題に対応するには、防止に対する具体的な取組、問題化してしまう前段階の事前察知や事前対応に関する取組の拡充が求められま	
② A20 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	a
【コメント】 子どもの行動上の問題については、発生時のマニュアルによって、体系的な対応ができるようになってきています。状況に応じた関係機関、外部機関との連携手法や書式も定められています。寮生活では、社会性、協調性の育成に配慮した支援が為されているため、なぜダメなのかに向き合い理解できるようにする支援につながっています。さらなる質の向上を図るには、保健師、心理士、職員、教師の協働による、問題行動の検証、分析を行い、原因や要因を特定していくことにより、再発や、同傾向の子どもに対する対処法、予防法の蓄積、確立につながっていくかと思われま	

(7) 心理的ケア		
①	A21 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
【コメント】 発見された心理的ケアの必要性については、職員が寮生活の中や学校生活の中で、適切な支援が行えるよう配慮されています。寮生活では、生活環境や生活習慣を含め、心理的な支援につながるような目配りと対処が為されています。広義の意味で考えると、措置原因には、必ず何らかの心理的要素があることは否めないもので、診断がつくつかないではなく、どの部分の心理的な支援を行うことが、再発の防止、生活環境や生活習慣の改善、習得につながるのか、要因の排除と、そうならないやり方、生き方の発見と習得につながる支援が望まれます。		
(8) 学校教育、学習支援等		
①	A22 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	a
【コメント】 職員室では、教員と支援員が向き合う形で席配置が為されるなど、常に密な連絡連携ができるようになっていきます。授業には福祉職と一緒に参加し、寄り添う支援が為されています。学校での様子や出来事、その日行われたことなどが、福祉職に把握されていることは、放課後活動や寮生活への連続性と関係性からも、非常に有益な取組になっています。学習計画や生活の計画、職員と教員が一体になって実施されています。進路や退所後の生活についても、教員、職員が親身になって、子どもと一緒に適した進路を見いだす取組が為されています。分校制ではなく、施設内併設本校であるため、学校権限と施設権限の決定権が、同じ敷地内というメリットが、他施設には見受けられない、細やかで密接な連携体制の確立につながっています。		
②	A23 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	b
【コメント】 寮での学習支援が必要な子どもには、学校との連絡帳を活用し、情報を共有しています。授業には福祉職が配置されており、支援の必要な子どもへの対応が行われています。寮では、学習時間の確保や宿題、忘れ物への配慮など、生活習慣としての学習確保に努められています。学習計画は生活計画と共に、子ども自身が考え、立案し、自分で決めたことに向かって自分でやっていくという、自主性の形成を意識した支援が行われています。		
③	A24 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	b
【コメント】 実習先、体験先の確保には、教員、職員が協働で積極的に取り組まれています。施設は自然豊かな環境の中にあり、各寮単位で、畑での野菜果物栽培、動物飼育、寮環境整備など、寮生活の中で、協働、勤労意欲、社会性、協調性などを養う支援が行われています。子どもたちが、共同作業の中で、やる気や楽しみ、育てることの素晴らしさなどを習得している様子が確認できました。		
④	A25 進路を自己決定できるよう支援している。	a
【コメント】 進路選択にあたっては、子どもと保護者の意向を踏まえた上で、学校、前籍校、子ども家庭センターと十分協議し、決定されています。進学にあたっては、多様な進路提供を行い、適性と希望に応じた進路の策定に結びつけられています。就労希望には、限られた範囲になりがちですが、新たに収集した情報には、子どもと一緒に見学に行くなど、可能な範囲での積極的な取組が確認できました。		
(9) 親子関係の再構築支援等		
①	A26 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 寮職員が、電話による支援や意向聴取を継続して行っています。面会の際は、保護者のお話をうかがう機会を設けるなど、状況や環境の確認に努められています。一時外出での家庭滞在、日誌、アンケートなどから、現在の状況や課題の把握が為されています。寮職員が密接に関わる事で、保護者との信頼関係も形成されていますが、積極的ではない保護者の方についての親子関係の再構築をどう図っていくかが、施設のみで解決できる問題ではありませんが、今後取り組むべき課題の一つと思われます。		
(10) 通所による支援		
①	A27 地域の子どもの通所による支援を行っている。	
【コメント】		
【非該当項目】		